

# Tokiwa

# Terrace

～常盤通り周辺利用の手引き～

2026年4月版

宇部市 中心市街地活性化推進課  
(運営者：株式会社にぎわい宇部)



# Introduction

## はじめに

この手引きは、常盤通り(国道190号)(以下、「常盤通り」という)及びその周辺道路、広場、公園をイベント等で利用したい方が、必要な手続き等をスムーズに行えるようまとめたものです。

また、利用いただく際のルールとマナーについても記載しています。



利用される方は、手引きや関係法令等を守り、安全面に配慮したイベント運営等を行ってください。

# 0

## 目次

1 対象エリア	P.3
2 利用の流れ	P.7
3 ルールとマナー	P.22
4 お問い合わせ先	P.23

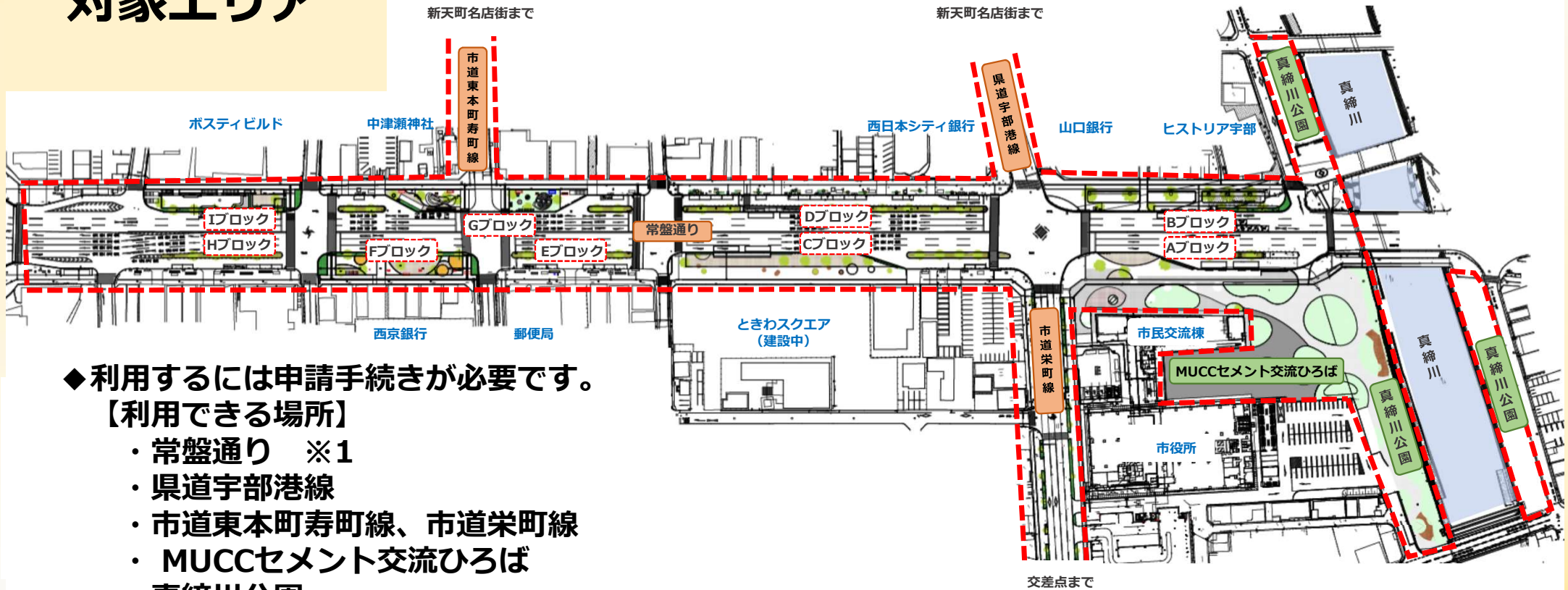
# 1

## 対象エリア



手引きの対象エリア

※常盤通りの車道部は除く。



◆利用するには申請手続きが必要です。

【利用できる場所】

- ・常盤通り ※1
- ・県道宇部港線
- ・市道東本町寿町線、市道栄町線
- ・MUCセメント交流ひろば
- ・真締川公園

※1 常盤通りの歩道を利用する場合、ほこみち制度適用の可能性あります。▶ 詳細は、P4へ

# ほこみち制度（歩行者利便増進道路制度）

常盤通りが、道路管理者（国土交通省）から「ほこみち」に指定されました。指定された道路では、一定の条件下で、歩道空間を柔軟に利用できるようになり、従来、道路上での設置が難しいテーブル・イスやキッチンカー等の設置、イベント開催等ができます。また、道路占用料の90%が減額されるなどのメリットもあります。

※制度の適用可否は、道路管理者の判断となります。

## みんなが自由につかえる 「ときわTerrace（T-Terrace）」

常盤通りの歩道空間が、ほこみち制度の一定条件を満たし、様々な用途に利用できる空間となるよう、順次、整備を進めています。


### 【常盤通りの整備完了スケジュール】

令和7年度	Aブロック（市役所前）・・・整備完了（詳細は、P5参照）
令和8年度予定	B、C、Fブロック
令和9年度以降予定	その他ブロック



ときわTerraceを **Check!**

# 【市役所前エリア】 Aブロック

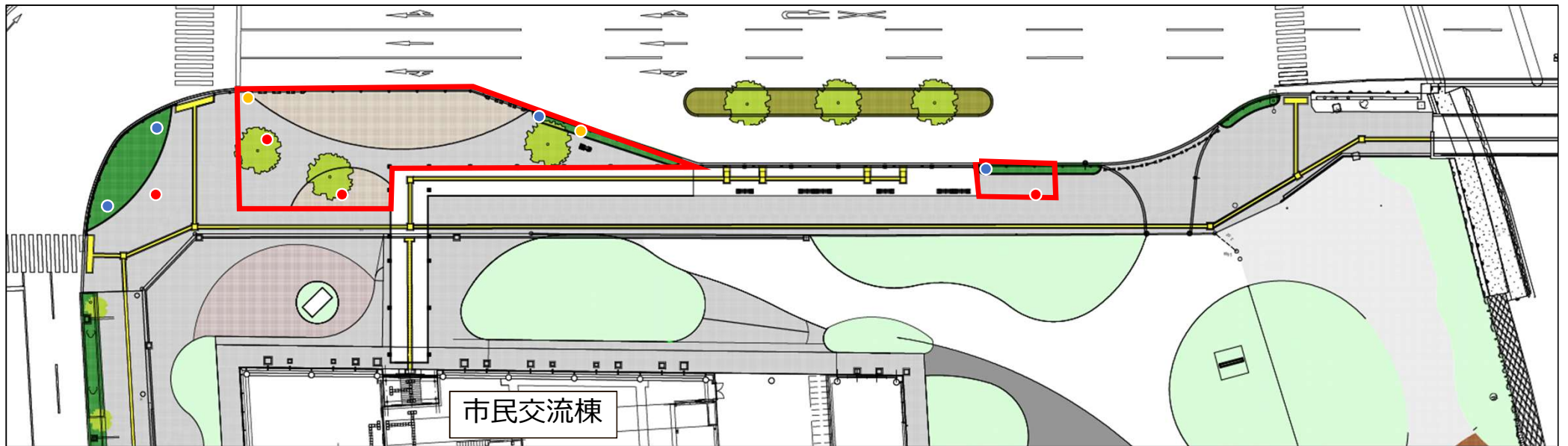
 利用できるエリア  
(ほこみち制度適用の可能性あり)

## ▼主な施設

- コンセントポール(2口) 2箇所  
※100V×1、2000Wまで/1箇所  
200V×1、4000Wまで/1箇所
- 照明灯コンセント(2口) 4箇所  
※100V×2、合計1500Wまで/1箇所
- 散水栓 4箇所

合計4500Wまで/1箇所

0 5 10 [m]



## 利用例

- ・キッチンカー
  - ・各種イベント
  - ・マルシェ など
- MUCCセメント交流ひろばとの一体利用も可能！



## 【市役所前エリア】

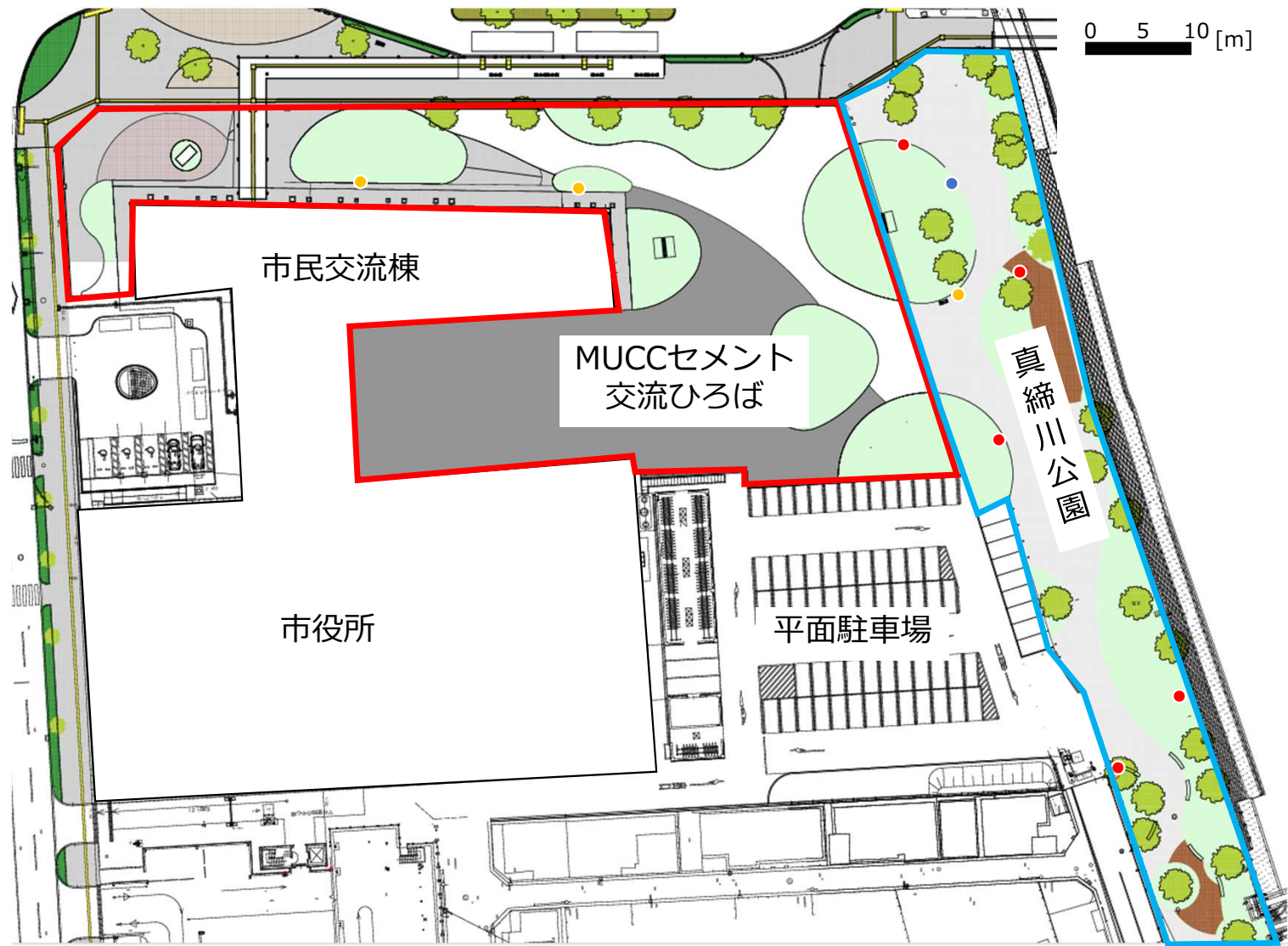
- MUCCセメント交流ひろば
- 真締川公園

### ▼主な施設

- コンセントポール(2口)  
3箇所  
※100V×2、1500Wまで/1箇所
- 照明灯コンセント(2口)  
5箇所  
※100V×2、1500Wまで/1箇所
- 散水栓 1箇所

MUCCセメント交流ひろばと真締川公園  
で利用申請の提出先が異なります

MUCCセメント交流ひろばと  
真締川公園の一体利用も可能！



# 2

## 利用の流れ



STEP

01

## 事前相談

利用内容が実施可能なものかどうか、  
まずは **(株)にぎわい宇部** にご相談ください！

※(株)にぎわい宇部の連絡先は、P22へ

利用には、管理者等との協議・許可申請が必要になるため、  
企画段階からお早めにご相談ください。

※特に、常盤通りの利用協議には**2か月程度**必要とする場合があります。

### 【Step1の流れ】

- ①事前相談 イベント主催者⇔(株)にぎわい宇部
- ②事前協議 (株)にぎわい宇部⇔利用場所の管理者  
(イベント主催者の同行が必要な場合有り)
- ③利用可能と判断できれば

#### ①事前相談での必要事項

##### ◆企画概要

(行催事名、代表者、連絡先、  
利用日時、利用場所、  
参加者数規模等)

STEP  
02

へ

STEP

02

## 各種申請 手続き

Notes

申請書類の作成は  
(株)にぎわい宇部が  
お手伝いします！

### 1 宇部環境保健所への協議・届出 ▶ P.9

食品の調理、販売を行う場合

### 2 占用許可申請書等の提出 ▶ P.10

【利用場所により提出先が異なります】

常盤通り

▣ 国土交通省山口河川国道事務所

県道宇部港線

▣ 山口県宇部土木建築事務所

市道栄町線ほか

▣ 宇部市道路整備課

MUCCセメント交流ひろば

▣ 宇部市財産管理課

真締川公園

▣ 宇部市公園緑地課

※道路の場合は道路使用許可申請書（宇部警察署）も合わせて必要です。

### 3 消防署への協議・届出 ▶ P.16

「2店舗以上で火気を使用」または「発電機を2台以上使用」する場合

### 4 その他必要な届出 ▶ P.17

# 1

## 宇部環境保健所への協議・届出

イベント等で食品の調理、提供を行う場合は、宇部環境保健所への事前協議が必要です。

※イベント等の内容によっては、調理、提供の許可が下りない場合があります。

【申請対象者】 イベント主催者

【申請提出先】 宇部環境保健所

【提出書類】 下記の書類を1部提出してください。

- 臨時出店届出書
- 出店者及び提供品目等に関する内容
- 主催者や行事内容等を確認できる書類(行事チラシ、会場図、団体規約等)
- 自治体の共催・後援等が確認できる書類

【申請料】 不要

【その他】 キッチンカー(有効期間内の山口県食品衛生許可証有)の場合は、届出不要

提出書類様式ダウンロード  
(山口県庁ウェブサイト)



## 2

# 占用許可申請書等の提出

利用場所により申請書類が異なります。

### 申請書提出の流れ

【イベント主催者】  
申請書作成

提出

【(株)にぎわい字部】  
申請書作成支援  
申請書受理

提出

【各申請先】

#### 【常盤通り】

- ①道路占用許可申請書
- ②道路使用許可申請書

⇒2-1、2-2 へ

#### 【MUCCセメント交流ひろば】

行政財産使用許可申請書

⇒2-3 へ

#### 【県道・市道】

- ①道路占用許可申請書
- ②道路使用許可申請書

⇒2-1、2-2 へ

#### 【真締川公園】

都市公園内行為  
許可申請書

⇒2-4 へ

※複数場所でイベント等を開催される場合は  
それぞれの申請が必要です。

## 2-1 道路占用許可申請書の提出

### 2 占用許可 申請書等

- \* 常盤通り
- \* 県道、市道

道路を使用する場合は、  
道路法第32条に基づく各道路管理者の許可が必要です。

【申請対象者】 イベント主催者

【申請提出先】

① 常盤通り	国土交通省山口河川国道事務所
② 県道	山口県宇部土木建築事務所
③ 市道	宇部市道路整備課

提出書類様式  
ダウンロード



常盤通り  
(国土交通省ウェブサイト)



県道  
(山口県庁ウェブサイト)



市道  
(宇部市ウェブサイト)

【提出書類】 下記の書類を2部（国道は3部）提出してください。  
なお、申請書類は利用する各道路ごとに必要です。

- 道路占用許可申請書（常盤通り、県道、市道で様式が違います。）
- 道路占用概要書
- 位置図・平面図
- 占用物件がわかるもの（写真又はイメージ図等）
- 同意書（地元自治会等）
- 保安図（ガードマン・バリケードの配置図）
- その他、国、県、市が必要と認めるもの

【占用料】 各道路の利用面積等に応じて占用料がかかります。

【その他】 必要に応じて、各道路管理者との協議等に同行をお願いします。

## 2-2 道路使用許可申請書の提出

### 2 占用許可 申請書等

- \*常盤通り
- \*県道、市道

提出書類様式ダウンロード  
(山口県警察ウェブサイト)



イベント等で道路を使用する場合は、  
道路交通法第77条に基づく所轄警察署長の許可が必要です。

【申請対象者】 イベント主催者

【申請提出先】 宇部警察署 交通総務課

【提出書類】 下記にあげる書類を2部提出してください。

- 道路使用許可申請書
- 位置図・付近見取図
- 道路使用の場所・方法等を明らかにした図面
- 同意書（地元自治会等）
- その他、国、県、市が必要と認めるもの

【申請料】 2,230円（R8.4月時点）

## 2-3 行政財産使用許可申請書の提出

### 2 占用許可 申請書等

#### \*MUCCセメント 交流ひろば

※提出書類様式は  
にぎわい宇部にあります。

イベント等でMUCCセメント交流ひろばを使用する場合は、  
宇部市財務規則第173条の2に基づく市の許可が必要です。

【申請対象者】 イベント主催者

【申請提出先】 宇部市財産管理課

【提出書類】 下記にあげる書類を1部提出してください。

- 行政財産使用許可申請書
- 位置図・平面図
- 占用物件がわかるもの（写真又はイメージ図等）
- その他、市が必要と認めるもの

【使用料】 利用面積等に応じて使用料がかかります。

## 2 占用許可 申請書等

\*真締川公園

提出書類様式ダウンロード  
(宇部市ウェブサイト)



## 2-4 都市公園内行為許可申請書の提出

イベント等で真締川公園を使用する場合は、  
宇部市都市公園条例第3条に基づく市の許可が必要です。

【申請対象者】 イベント主催者

【申請提出先】 宇部市公園緑地課

【提出書類】 下記にあげる書類を1部提出してください。

- 都市公園内行為許可申請書
- 位置図・平面図
- 占用物件がわかるもの（写真又はイメージ図等）
- 同意書（地元自治会等）
- その他、市が必要と認めるもの

【申請料】 利用面積等に応じて使用料がかかります。

### 3

## 宇部中央消防署への協議・届出

多数の者が集合するイベント等に際し、「2店舗以上で火気を使用」または「発電機を2台以上使用」する場合は、消防署への届出が必要です。

【申請対象者】 イベント主催者

【申請提出先】 宇部中央消防署

【提出書類】 下記にあげる書類を2部提出してください。

- 露店等の開設届出書
- 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図  
(付近見取図、配置図)

【申請料】 不要

【その他】 10店舗以上の場合は、事前協議が必要です。  
キッチンカーのみの場合も、届出が必要です。

提出書類様式ダウンロード  
(宇部・山陽小野田消防組合  
ウェブサイト)



## 4

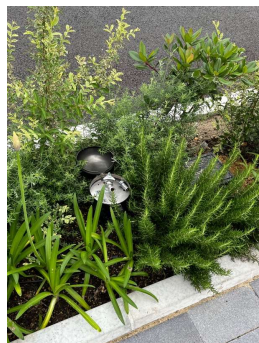
# その他必要な届出

水道施設、電源設備を使用する場合は、(株)にぎわい宇部への届出が必要です。

【申請対象者】 イベント主催者

【申請提出先】 株式会社 にぎわい宇部

【使用料】 水道施設、電源設備ともに使用料がかかります。



散水栓



コンセントポール(2口)



歩道照明コンセント(2口)

※配置場所はP5,6で確認できます。

STEP  
03

各種許可後

**1** 各種許可書の受け取り

許可がおりたら、各管理者から連絡があります。  
許可書の受取り後、写しを1部(株)にぎわい宇部に提出してください。

**2** イベント等会場に許可書を持参すること

許可書は必ずイベント等会場に持参いただき、提示を求められた場合は、速やかに提示してください。

STEP  
04

設置・開催  
・片付け

## 1 開催までに行うこと

- 必要な申請を行ったか
- 申請通り開催可能か
- 交通規制やイベント案内の周知看板等は設置済みか
- 雨天中止等の対応は問題ないか

## 2 当日に行うこと

- 安全対策は万全か(占用物件の飛散防止など)
- 歩行者の邪魔になってないか
- ごみは処理できているか

## 3 開催後に行うこと

- 利用した空間の掃除は行ったか
- ごみは適切にすべて処理したか
- 後片付けは確実に安全に行ったか
- 占用物件を撤去し、元通りに回復できているか

STEP  
05

実施報告  
使用料等

## 1 報告書の提出

実施報告書を(株)にぎわい宇部に提出してください。

## 2 電気の使用について

電気を使用する場合は、イベント実施後、使用量に基づき算定した料金を(株)にぎわい宇部へお支払ください。

## 3 水道の使用について

散水栓から水を使用する場合は、イベント実施後、使用量に基づき算定した料金を(株)にぎわい宇部へお支払ください。

# 3

## ルールと マナー

### 歩行空間の活用にあたってのルール及びマナー

- 飲食を伴う場合においては、ごみ箱を設置し、発生するごみは適切に処分してください。
- 占用場所周辺の衛生面に配慮し、常に歩行者が快適に利用できるように清掃等を行い、美化に努めましょう。
- 歩行者、商店街及び近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音や振動、異臭等に十分に配慮してください。
- 事故やトラブルが発生した場合は、イベント実施主体自身で対応するとともに、速やかに(株)にぎわい宇部に報告してください。公共物に損傷を与えた場合についても同様とします。
- 歩行者の通行を妨げてはいけません。占用物件を設置する際は、視覚障害者誘導用ブロックを避けてください。

# 4

## お問い合わせ先

### 株式会社にぎわい宇部

住 所 : 宇部市中央町三丁目3-18

T E L : 0836-39-6907

F A X : 0836-39-6908

M a i l : info@nigiwai-ube.co.jp

営業時間 : 月～金曜日 (休業日 : 土曜日・日曜日・祝祭日)  
9 : 00～17 : 30

### 宇部市 都市政策部 中心市街地活性化推進課

住 所 : 宇部市常盤町一丁目7-1

T E L : 0836-34-8896

F A X : 0836-22-6049

M a i l : nigiwai@city.ube.yamaguchi.jp